

附属病院看護部における看護研究誌「葦」第49号が発刊される運びとなりました。発刊に当たり病院長から一言述べさせていただきます。

忙しい日々の臨床の中で看護研究をし、その結果をまとめ、発表し、そして論文に残す、この一連の作業は重要ですが多くの労力を必要とします。こんなにしんどいのに、こんなに苦労しているのに、と思うこともあるでしょう。しかし結果を残し、そして多くの人に知ってもらうことで人の役に立つ、これが科学の意義だと思います。そのためには研究するだけでなく結果を文章に残すことが重要です。

数年前にもこの巻頭で述べましたが、研究、とくに人を対象とする研究に対してかなり厳しい指針が出ています。看護研究で発表されている内容の多くは医師が行う侵襲や介入を伴うような臨床研究ではありませんので、それほど臨床研究の倫理面に精通しておく必要は無いかもしれませんが、ぜひ医療従事者として少なくとも侵襲、介入を理解しておいてください。その参考のために倫理指針が出されています。臨床研究の倫理指針（文部科学省・厚生労働省：人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 2017.2 改訂）であり、さらに倫理指針だけだと理解が難しい表現が多いためより理解が容易になるように、倫理指針のガイダンス（人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 ガイダンス 2017.5 改訂）を出しています。前回発刊された「葦」第48号では、臨床研究として倫理指針に則って倫理審査委員会に審査を仰ぐような研究は見当たりませんでした。今後看護研究を行う場合、まずやろうとしている研究が人、すなわち患者さんあるいはボランティアなどを対象とし、侵襲・介入を伴う研究かどうかの見極めが大切です。看護研究では侵襲を伴う研究を行うことはそれほど多くないと思いますが、介入を伴うことはあるかもしれません。侵襲の定義は、「研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。」とあります。また介入は「研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因（健康の保持増進につながる行動及び医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む。）の有無又は程度を制御する行為（通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施するものを含む。）をいう。」と定義されています。ガイダンスを読んでも簡単に理解できないような内容ですが一度目を通してみてください。

研究にもいろいろな研究があります。医師が行う研究と看護師が行う研究、侵襲・介入を伴う研究、伴わない研究、いろいろあります。しかしどのような研究でも計画を立てるときにまず倫理面で問題ないかを考えて計画を立て進んで行ってください。